条例 地域に をここに お į١ て良い 公布する。 人材を集め育成することを目指した良 V 、職場づ くり の推進に関する

和 五年三月二十七 日

奈良 県 知 事 荒 井 正 吾

奈良県条例第三十七号

する条例 地域にお 11 て良い 人材を集め育成することを目指 た良 11 職場 ゔ V) \mathcal{O} 推進に関

目次

前文

第一章 総則 (第 一条 -第五条)

第二章 県に おける基本方針等 (第六条 八条)

第三章 その 他の 措置 (第九条 第十一条)

附則

きと活躍する。 良 Vì 職場に は、 このことが 良い 人材が集まる。 `` 今後 \mathcal{O} 地域 そして、 \mathcal{O} 持続的 良 1 な発展及び 職場では、 県民生活 良 V 人材が育ち、 \mathcal{O} 向 上 \mathcal{O} 根幹とな き

本的 材が び外部との 々 集まり、 求め な価値とし、 な分野で、 い人材を育てるに 5 れてい 交流を円滑に行 育ち、 良い 包摂性を備え、 1 人材を育てる社会基盤 は、 きい きと活躍するには、 社会基盤 1 主体的に課題を設定 創造的で生産的な環境の中で、 \mathcal{O} 提供 が \mathcal{O} 提供に努め 重要であ 良 い職場が Ļ る。 ってきた。 楽しく果断に挑戦できる職場が 必要不 \mathcal{O} た 働く 同 め 可欠である。 時 に、 本県 人が組織 地域 で は、 に良 \mathcal{O} 内部及 康を基 社 会 1 \mathcal{O}

科学技術 る。 を実行する職場文化が十分に醸成され 人の かしなが 健 の急速な進展等社会情勢が急速に変化する中で、 康が損なわれるなど困難な状況 5 労働 力人 \Box \mathcal{O} 急激 な減 ない 少、 に直面 など職場及び組織 雇用 したり、 \mathcal{O} あり方及び労働に 社会情勢の 県や地域 \mathcal{O} あ り方に課題を抱えてい \hat{O} 変化を捉えた変革 対する意識 部 \mathcal{O} 職場では、 \mathcal{O} 変容

 \mathcal{O} 際、 \mathcal{O} まず、 ような状況 県が くことができる良い に 県が設立する地方独立 対処するため、 職場が 本県に 行 お 政法 り 11 て、 に 取 人等及び地域 働 り 組 < むことが喫緊 人 が B \bigcirc 先進的 り が \mathcal{O} 11 な企業とともに、 課題 を持 で 0 て、 あ そ

勤務環境の抜本的な見直しを率先して進めてい 企業など様 々な組織での 取組を促進し て い く必要があ かなければならない る。 0 その上で、 地域の

実効性のある取組を総合的か 的な施策とし 以上を踏まえ、 て、 ここに、 良い 職場が 今後の つ計画的に推進するため、 りに 地域 9 V \mathcal{O} て、 持続的な発展及び県民 基本理念を明 この条例を制定する。 5 か 生活 に 7 \mathcal{O} そ 向 \mathcal{O} 上 方向 \mathcal{O} た 性を示し 8 \mathcal{O} 基

第一章 総則

(目的

第一条 ことを目的とする。 育つ地域社会の実現を図り、 事項を定め、 明らかにするとともに、 進に関し、 この 条例は、 基本理念を定め、 その施策を総合的か 地域にお 県における良い職場づくりの推進等に関する施策の基本的な いて良い もつ 県の責務及び県が設立する地方独立行政法人等の役割を て地域 つ計画的に推進することにより、 人材が集まり、 0 持続的な発展及び県民生活の 育つための良い職場づくりの 良い 向上に資する 人材が集まり、

(定義

による。

第二条 \mathcal{O} 条例 に お 11 て、 次の各号に掲げ る用 語の意義は 当該各号に定め るところ

を持っ 織運営及び 良い ・職場づ て、 人事管理をいう。 健康で心豊かに活力を持っ V) 働 人が やり が 11 て働くことが (働くことに対す できる勤務環境 る精神的 な充足を \mathcal{O} 整備並 V びに

- 県 県のうち教育委員会、 公安委員会及び警察を除 V たも のをい う。
- 三 び警察をい 良県立医科大学、 県が設立する地方独立行政法人等 · う。 地方独立行政法人奈良県立病院機構、 公立大学法人奈良県立大学、 教育委員会、 公立大学法 公安委員会及 人奈

(基本理念)

第三条 ば る組織を整え、 勢が変化する中で、 い職場をつくり、 地域におい 良い 良い て良い 人材が育成される環境を提供することを基本として、 地域の持続的な発展及び県民生活 人材を集め、 人材が集まり、 育てることが不可 育つための良い 欠であ の向上を実現するため 職場づくりの推進は、 ることに鑑 み、 行わなけ には 次に 社会情 ·掲げ 良

健康を基本的な価値とし 創造的で生産性 \mathcal{O} 高 11

包摂性が *高く、 多様な人材が活躍でき、 組織の内外における交流が円滑に行 われ、

その

促進に

取り組

む組織

 \equiv 果断に挑戦できる組織 社会情勢 0 変化を捉え、 主体的に課題を設定した上で、 職務上 の使命に、 楽

(県の責務)

第四条 進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。 基本理念 県は、 (以下 地域に 「基本理念」とい おけ る良い 職場づくりを促進するため、 . う。 に 0 っとり、 県における良い職場づくり 率先 て、 前条に定め 0

(県が設立する地方独立行政法人等の役割)

第五条 所要の事項を計画等に反映させた上で、 県が設立する地方独立行政法人等は、 良い 職場づくり 基本理念に の実現に努めるものとする。 \mathcal{O} っと り、 県 \mathcal{O} 取 組 も踏まえ、

第二章 県における基本方針等

(県における基本方針及び基本的施策)

第六条 方針にのっ 県は、 とり、 県におけ 当該各号に定める施策を講ずるも る良い職場づくりの推進に当たっては、 \mathcal{O} とする。 次 の各号に掲げ うる基本

- てはならないこと 健康は、 基本的 な価値であ 次に 掲げる施策 り、 公共性 \mathcal{O} 高 11 職場 で あ 0 て ŧ 職 員 \mathcal{O} 健康を損 な 0
- T イ 暇の取得をはじめとする健康障害を生じさせな より 精神上の 客観的な退勤時 障害に関する対策 間等の 管理、 (管理又は監督の 長時間労働をさせな 地位にある職員 い勤務時間 VI の管理に必 組 み及 (以下 U 効果的 要な施策 「管理職員 な休
- 管 理に とい 係る制度の拡充に必要な施策 に対する健康管理に係る評価の活用を含む。 \smile をはじめとする健康
- 職員の 創造性を促し、 生産性を高めること 次に掲げる施策
- ア 並びに組 備に ができる勤務環境の 庁舎における柔軟な働き方に資する空間 必要な施策 織の 内外における交流及び結びつきの促進その 整備をはじめとする創造性を促し、 の創出、 業務の変革及び 他 生産性を高 の健康的 職員の 8 に楽しく業務 る環境 創造性 の整
- イ 務 業務 見直 0 水準、 及び 不断 構造及び手順 \mathcal{O} 創意工夫に必要な施策 \mathcal{O} 見直 し並びに業務のデジ タル 化をは じめとする業
- \equiv 地 地域を取 ŋ 巻く環境変化並び に高度化及び複雑化する行政需要に的確に対応する

- ため、 ア 間 例 \mathcal{O} 第二十 0 整備に必要な施策 フ 割 多様な人材が集まり、 振 ツ ク ŋ 九 をい 号) ス 制 . う。 第四条第三項又は第 (職員の \mathcal{O} 拡充をはじめとする多様な人材 勤務時間、 活躍できるよう包摂性を高めること 休暇等に関する条例 兀 項 \mathcal{O} 規定に 基づく 過休日 の包摂に資する勤務制度 (平成七. \mathcal{O} 設置 年三月奈良県条 次に掲げ 又は る施策 勤 務時
- 1 が 集まり、 多様な 人材の採用、 活躍できる環境の 登用及び活用に係る制度 整備に必要な施策 0 構築をはじめとする多様な 人材
- 兀 進すること 社会情勢の 変化を適時に捉えるため、 次に掲げる施策 組織の内外におけ る交流及び 結び つきを促
- T す 要な施策 る組織 組織の 外 \mathcal{O} 部との人材交流その 外 部 \mathcal{O} 有為な人材及 他 び 組織と \mathcal{O} 組織 0 \mathcal{O} 交流及 外部 \bigcirc び連携 人材 0 積極的 に資する な 制 活用をは 度 の整備に必 じ 8
- イ に 交換できる環境の整備に必要な施策 業務を行う環境のデジタル 化をはじめとする組織 \mathcal{O} 外 部 と知 恵及 び 情 報 を 円 滑
- ウ 間及び 職員間 職 員間 \mathcal{O} 情報の共有及び意思疎通を活性化する空間 \mathcal{O} 円滑な交流及び結び つきを促す環境 \mathcal{O} 整備 \mathcal{O} 創 出 に をは 必 要な施策 じ 8 とす る部
- 五. こと 的に意欲的 職員一人一人が 次に掲げ な課題を設定できるとともに、 社会情勢の 変化を捉え、 県民 この ようなあ \mathcal{O} 利益 に資する り方が 組織とし t のとなるよう主体 て促され る
- ア をはじめとする職員が主体的に課題を設定できるために必要な施 社会情勢の変化を捉えた主体的 な職務遂行 \mathcal{O} 促進に資する人事及 び業務 \mathcal{O} 管理
- イ とする基本理念及び基本方針 管理職員に 求められる能力の 0 実現に資する人材による組織運営体 評価基準の明確化及びその客観的な運用 制に必要な施 をはじ 8

策

- 六 る施策 職員が 職 務上 \mathcal{O} 使命に、 楽しく、 失敗を恐れず果断 に挑戦できること 次 (C 揭 げ
- ア イ は 職員 め とする意欲的に職員一 の でな 海 外派遣研修、 く合理的 な意思決定 民間派遣研修その 人一 \mathcal{O} 実行 0 使命 をはじ に挑 他 の実践的 戦する \Diamond とす る基 人材 か つ効果的 本理念及 0 育成 に な研 必 び 修 基本方針 要な施策 \mathcal{O} 実施を

踏

まえた意思決定の

あ

り方を整えるため

に

必要な施策

(事業者の理解の増進)

第七条 県は、 啓発活動その 他の活動を通じて、 良い 職場づくりの重要性に っい . て 事業

者の理解を深めるよう努めるものとする。

(関連する施策との連携)

第八条 は、 施策との連携を図るものとする。 雇用に関する施策、 県は、 地域における良い職場づ 経済産業振興に関する施策及びデジタル社会の形成に関する り の推進に関する施策を実施するに当たっ 7

第三章 その他の措置

(基本計画の策定)

第九条 推進を図るための基本的な計画 知事は、 県における良い職場づくりの推進に関する施策の総合的か 以下 「基本計画」という。)を定めな け つ計 ればならな 画的な

- 2 知事は、 基本計画を定めたときは、 これを公表しなければならない
- 3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第十条 知事は、 毎年度一回、 基本計画に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまと

め、公表するものとする。

(財政上の措置等)

第十一条 るものとする。 施するため、 県は、 必要な財政上、 基本理念に基づき県における良い職場づく 人事上及び組織上の措置その他の措置を講ずるよう努め ŋ の推進に関する施策を実

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。